

高校山岳部 のあり方

2020.2.17

那須雪崩事故遺族

奥勝

山岳部は他の学校の活動とは異なる

他の部活動

- ▶ 安全性は教員の力量によらない
- ▶ 保護者や他の教員の目の届く校内・体育館で実施
- ▶ 迅速に救護が可能な場所での実施

山岳部

- ▶ 安全性は教員の力量による
- ▶ 保護者や他の教員の目の届かない山域で実施
- ▶ 救護の手が届かず、迅速な救助が困難



登山活動としても異質で 問題が多い

登山活動としての問題点

- ▶ 参加者の大半が登山歴0~2年半の初級者
- ▶ 引率者がアマチュアの教員
- ▶ 学校行事として実施可否を判断しがち
- ▶ 競技性を求める

那須雪崩事故からの教訓

- ▶ 登山歴30年超のベテラン教員が事故を引き起こした
- ▶ 登山計画の審査を長年免れていた
- ▶ 過去に遭った同様の雪崩事故が隠ぺいされた
- ▶ 講習会の主催者である高体連、部活動の主体の学校の責任者は事故直後に定年退職し、責任を取っていない



現状、教員に過度の負担と責任を負わせている

- ▶ 登山の素人である教員が登山を引率
- ▶ 新任顧問と顧問歴5年未満の教員が過半数を占める
- ▶ 30人以上の部員を抱えている学校もあり、その対応に4~6名もの顧問教員が充てられている

顧問経験の少ない教員が大半を占める中、安全が確保できるのでしょうか？

講習と経験によって顧問教員の力量を上げることも、多数の人員を充てることも安全確保のために重要なことです。

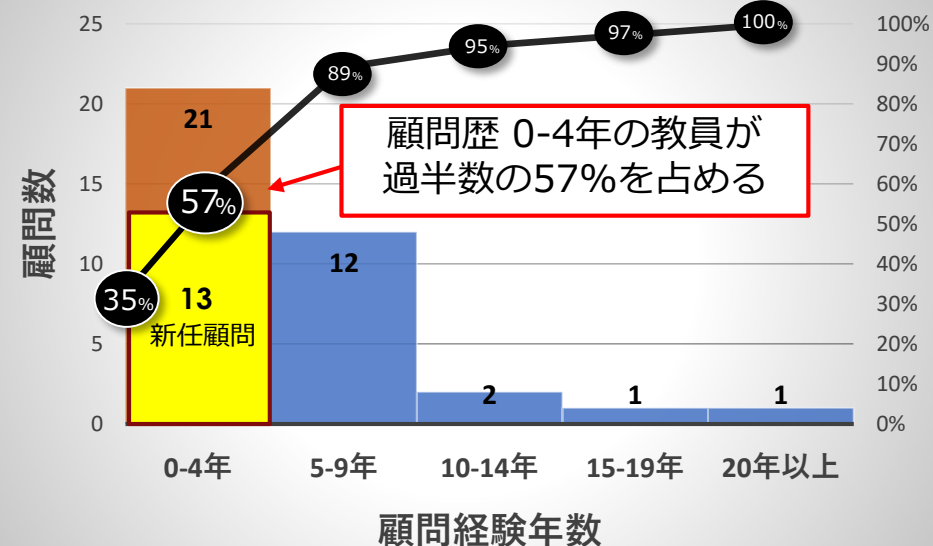
しかし、教員の本質はなんなのでしょうか？

登山を引率することが教員の仕事なののでしょうか？

過度な負担を強いてまで実施すべきことなののでしょうか？

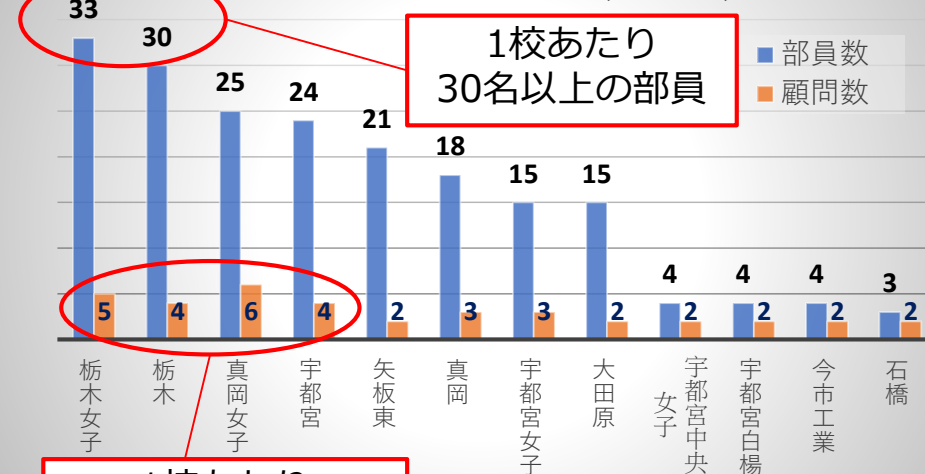
県立高校登山部顧問歴（栃木県）

令和元年度



学校別部員数と顧問数（栃木県）

令和元年度



はたして学校に山岳部は必要なのでしょうか？



山岳部の活動は学校の活動
として特殊なもの



アマチュアである教員が引
率して登山の安全が確保で
きるのでしょうか？



教員に過度の負担と責任を
負わせてまで実施すべきも
のなののでしょうか？



これまで何人の生徒と教員
を犠牲にしてきたのでしょ
うか？

高校山岳部の 意義とメリット

意義

- ・ 人間と自然との関係を学び、安全・環境教育にも役立つ
- ・ 合同登山や大会を通じた他校との交流
- ・ 登山の基礎知識が体系的に学べる
 - アマチュアがアマチュアを指導

メリット

- ・ 安価、手軽に始められる
- ・ スポーツ振興センターの災害共済制度を利用可能
- ・ 初心者、初級者でも安全に登出ができる
 - 顧問の資質によって危険性が増大



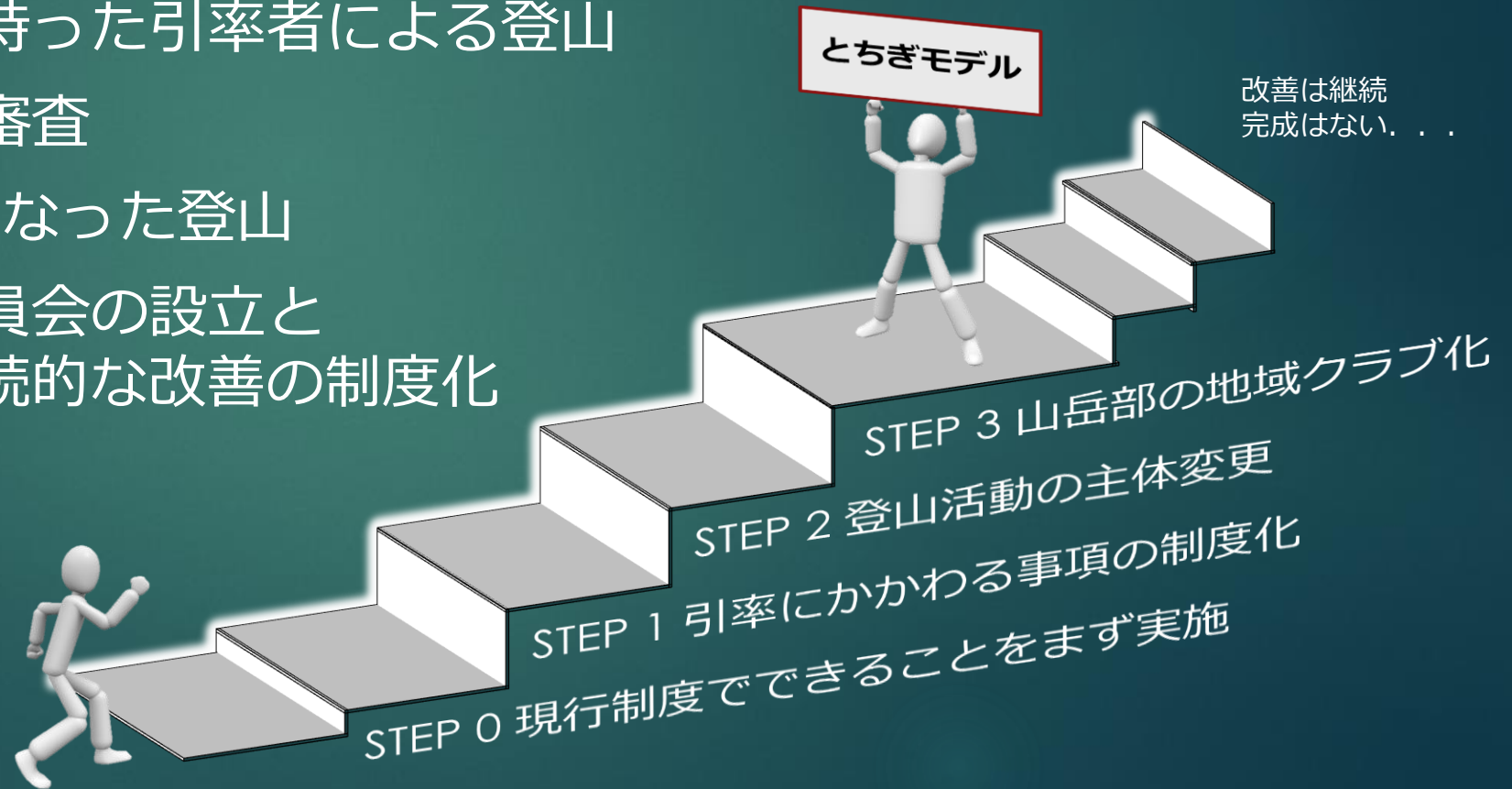
それでも、
山岳部の活動を継続するのであれば、
山岳部特殊性と問題点を排除する努力とその継続が必要

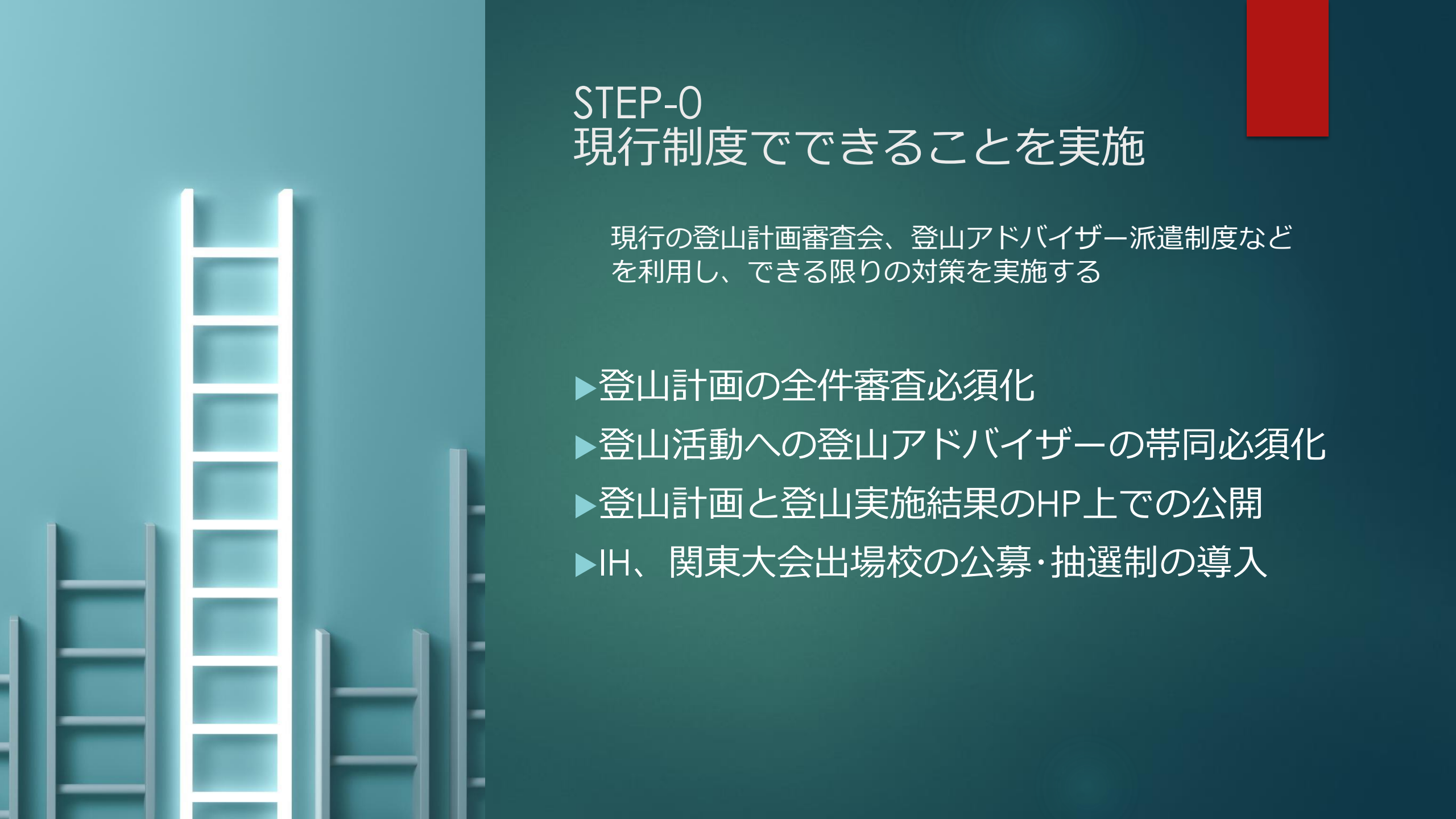
山岳部の特殊性を排除するためには....

- ▶ 教員に頼らない体制
- ▶ 一定の基準以上の力量を持った引率者、指導者
- ▶ 可能な限りの情報公開
- ▶ 競技性の排除
- ▶ 責任の明確化と責任を取れる組織が登山活動を主催

高校生が安全に登山活動を実施できる 「とちぎモデル」の構築を提案します

- ▶ 教員に頼らない制度
- ▶ 専門団体の資格を持った引率者による登山
- ▶ 登山計画の厳格な審査
- ▶ 県が主体・主催者となった登山
- ▶ 安全を管理する委員会の設立と
継続的な改善の制度化





STEP-0 現行制度でできることを実施

現行の登山計画審査会、登山アドバイザー派遣制度などを利用し、できる限りの対策を実施する

- ▶ 登山計画の全件審査必須化
- ▶ 登山活動への登山アドバイザーの帯同必須化
- ▶ 登山計画と登山実施結果のHP上での公開
- ▶ IH、関東大会出場校の公募・抽選制の導入

STEP-1

登山活動及び引率にかかわる事項の制度化

山岳部の活動において部員の技術指導及び登山活動の引率・指導を担当する登山コーチ（仮称）を制度化する

- ▶ 登山活動を指導・引率する登山コーチを制度化
- ▶ 専門団体の資格に基づき、登山引率者の要件を明確化
- ▶ 登山コーチと顧問教員で役割を分担
- ▶ 顧問教員の役割は山岳部の活動の教育的見地からのマネジメントに限定
- ▶ 県が主体となり登山コーチ派遣を制度化

- ▶ 登山活動に係る許容リスクを設定し、活動内容と範囲を明確化
- ▶ 登山教育プログラムの整備と実践
- ▶ インシデントの報告を義務付け、安全対策に活用

STEP-2 登山活動の主体変更

登山や登山講習を県が主催し、登山コーチ・登山ガイドの派遣を一元化する

- ▶ 登山や登山講習を県または県教委が主催
- ▶ 県または県教委は県の自然環境課が公募する登山教室と同様の形式で登山コーチ・登山ガイドを派遣する
- ▶ 各学校部活動は県が主催した登山・講習に参加する

STEP-3 山岳部の地域クラブ化

県が主体となった登山活動に、各個人で参加
顧問教員も資格をもったコーチとして参加可能

- ▶スポーツ振興センターの災害共済制度に代わる保
険制度の創設

それ以降. . .

あり方検討会を発展させ、登山の安全性に係わる
改善を継続的に実施する

登山の引率要件（案）

専門団体の資格を活用し、引率の要件を明確化する

活動内容	JMSCA指導者資格 日本山岳・スポーツクライミング協会	JMGAガイド資格 日本山岳ガイド協会
無積雪期のハイキングや縦走等が中心である山域	夏山リーダー コーチ1（旧指導員（アルパイン））	登山ガイドステージI
雪上での活動の可能性がある山域（冬山禁止であっても、春季の積雪の可能性がある場合など）	コーチ2（旧上級指導員（アルパイン））	登山ガイドステージII以上
インターハイなどでクライミング競技に参加する山岳部	スポーツクライミング コーチ1以上 （旧スポーツクライミング指導員）	インドアクライミングインストラクター以上